

インドネシア：法務基本情報

名称	留意点
1.進出形態	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資に関する法律 2007 年第 25 号、投資調整庁令 2017 年第 13 号等 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシア国外からインドネシアに直接投資を行う上で設立が認められる事業体は、有限責任会社（Perseroan Terbatas）に限られる。 インドネシア国外企業は、インドネシアに駐在員事務所を設立することが認められるものの、駐在員事務所により実施可能な業務は著しく制限されている。
2.競争法	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独占の実行及び不公正な事業競争の禁止に関する法律 1999 年第 5 号（以下「競争法」）等 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争法には、競争制限的協定、競争制限的行為、市場支配的地位の濫用行為を禁止する規定や、企業結合届出に関する規定が存する。 規制当局は、事業競争監視委員会（Komisi Pengawas Persaingan Usaha, KPPU）。 合併、統合、株式取得により、資産額又は売上額が届出基準額を超える場合は、合併等の発効日から 30 営業日以内に KPPU に届出を行わなければならない（事後届出）。 また、外国企業同士の企業結合では、次の要件を充足する場合に上記届出義務の対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> 企業結合がインドネシアの管轄域外で行われた。 企業結合がインドネシアの市場に直接的な影響を与える。 企業結合が上記届出基準を充足する。 非関係会社間の取引であること。
3.不動産法制	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地基本規則に関する法律 1960 年第 5 号（以下「土地基本法」）、土地に係る事業権、建設権、及び使用権に関する政令 1996 年第 40 号、高層集合住宅に関する法律 2011 年第 20 号等

	<p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インドネシア国内の土地は、神からの授かりものとして究極的には国家の支配に属し、土地に関する法律関係は国家により規律される。 ● インドネシアの土地に関する規律については、土地基本法及びその施行規則の規定がインドネシア民法典に優先して適用される。また、各地の土地等の保有及び使用に関する慣習法も、国家の利益及び法令に反しない限度で適用が認められている。 ● 土地利用権には、土地に対する完全な支配権である土地所有権、物権的性質を有する土地利用権（事業権、建設権、使用権等）、債権的性質を有する土地利用権（借地権等）が存する。 ● 土地所有権の主体は、原則としてインドネシア国籍の自然人に限られる（例外 - 宗教法人等）。 ● 内資か外資かを問わず、インドネシア法人が事業の実施に当たり土地を利用する場合は、物権的土地利用権を用いるのが通常であり、日系企業が工場や倉庫を保有する場合は、国有地に設定された建設権を取得することが多い。 ● 外国国籍の自然人は、居住目的の場合、法令所定の要件を充足した戸建住宅又はアパートメン専有部分を保有することが認められるが、投資のみを目的とした不動産の保有は、現時点では認められていない。
<p>4.労働法</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用に関する法律 2003 年第 13 号（以下「労働法」）、産業関係紛争解決法に関する法律 2004 年第 2 号、労働組合に関する法律 2000 年第 21 号、就業規則の作成及び認証並びに労働協約の作成及び登録方法に関する労働移住大臣令第 PER.16/MEN/XI/2011 号等 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働契約には、無期限労働契約、有期限労働契約、及び日雇契約がある。 ● 有期限労働契約は、その性質上一定期間での終了が見込まれる法令所定の職務（例 - 季節性の職務）でのみ締結が認められ、書面での契約締結が義務付けられる。有期限労働契約の契約期間は、基本的に最長 2 年間とされ（一部例外あり。）、法令に則り延長・更新が認められ得るものの、法令に反して契約の延長・更新を行った場合は無期限労働契約となる。 ● 時間外労働は、1 日 3 時間かつ 1 週間 14 時間が上限とされているが（但し、週単位の休日又は祝日に行われる労働を除く。）、同制限は特定の事業部門又は就労には例外的に適用されないとされ、実務上は、労働局への同例外申請が比較的柔軟に認められているようである。

	<ul style="list-style-type: none"> 10人以上の従業員を雇用する企業は、就業規則を作成し、従業員の代表者から意見を聴取した後、労働局で認証を受けなければならない。 従業員を解雇する場合、原則として、解雇回避努力→労使間での協議→産業関係裁判所への提訴→産業関係裁判所による解雇認容判決の取得、という手続を経る必要がある。同手続を経ることなく解雇を行い得る場合もあるが、従業員につき有罪判決が確定した場合等に限定される。 従業員が退職する場合、法令所定の退職給付金支給が義務付けられる。 労働法の条項の中には、憲法裁判所の判決により無効とされ、現時点で適用されないものがあるので注意を要する。
5.知的財産権法	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許に関する法律 2016 年第 13 号（「特許法」）、商標及び地理的表示に関する法律 2016 年第 20 号（「商標法」）、著作権に関する法律 2014 年第 28 号（「著作権法」）、工業意匠に関する法律 2000 年第 31 号、営業秘密に関する法律 2000 年第 30 号等 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許法により保護される特許には、「特許」と「簡易特許」があり、いずれも出願→形式審査→出願公開→実体審査という手続を経て登録され、保護期間は、「特許」が出願日から 20 年、「簡易特許」が出願日から 10 年とされている。 商標法は、商標及び地理的表示に関する法律関係を規律している。商標は、出願→形式審査→出願公開→実体審査という手続を経て登録され、保護期間は出願日から 10 年間で、同一期間につき延長が認められ得る。 著作権法により保護される権利には、著作権に係る経済的権利及び人格的権利、隣接権に係る経済的権利、並びに実演家の隣接権に係る人格的権利が存する。著作権は、著作物が有形的に具現化されることで無方式主義により自動的に発生する。 知的財産権に関するライセンス契約は、当局に登録をしなければ第三者に対抗することができないとされ、ライセンス契約の登録方法及び要件を定めた法務人権大臣令 2016 年第 8 号が 2016 年に施行されている。 特許権、商標権、著作権等の侵害訴訟における管轄裁判所は、原則として被告の所在地・居住地を管轄する商事裁判所であり、同商事裁判所の判決に対する不服申立手段は最高裁判所への上告とされている。 マドリッド議定書、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）等に加え。
6.裁判制度・仲裁	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常裁判に関する法律 1986 年第 2 号（法律 2004 年第 8 号及び法律 2009 年

	<p>第 49 号により改正済)、仲裁及び裁判外紛争解決に関する法律 1999 年第 30 号等</p> <p>【ポイント】</p> <p>裁判</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インドネシアの裁判所は、最高裁判所の下に通常裁判所、宗教裁判所、行政裁判所、及び軍事裁判所が置かれ、かつ憲法裁判所が存するという構成となっている。また、特別裁判所として、例えば通常裁判所には知的財産事件等を扱う商事裁判所や労働事件を扱う産業関係裁判所が、行政裁判所には税務事件を扱う税務裁判所がそれぞれ配置されている。 ● 三審制が採用されている。もっとも、知的財産関連事件の第一審である商事裁判所判決に対する不服申立手段は最高裁判所への上告とされ(二審制)、税務事件に関する税務裁判所判決は第一審にして終審とされるなど(但し最高裁判所への再審申立は可能。)、例外が存する。 ● 現在、最高裁判所は、そのウェブサイトで判例を公表している。 ● インドネシアは、外国裁判所の判決をインドネシアにおいて執行することはできないとされている。 <p>仲裁</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実務的には、契約当事者により、国内仲裁(Badan Arbitrase Nasional Indonesia (BANI)) 又は外国(シンガポールなど) 仲裁が選択される例が多い。 ● 外国仲裁判断をインドネシア国内で執行するには、中央ジャカルタ地方裁判所の承認を要する。
7.外国為替管理・輸出入管理	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インドネシア銀行令第 16/21/PBI/2014 号、インドネシア銀行令第 16/10/PBI/2014 号、インドネシア銀行令第 17/3/PBI/2015 号等 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 輸出代金として得られる外貨は、インドネシア国内の外国為替銀行を通じて受領しなければならないとされている。 ● 外貨建てオフショア債務は、ヘッジ比率規制、流動性比率規制、及び信用格付取得規制の対象となり、かつ財務省、インドネシア銀行、PKLN Team への報告義務の対象となる。 ● インドネシア国内の取引には、原則としてルピア使用義務が適用される。 ● 輸入を行う場合、輸入業者番号(Angka Pengenal Importir (API)) の保有が義務付けられる。この API には、完成品の輸入を行う商社等に保有が認められる API-U と原材料の輸入を行う製造会社等に保有が認められる API-P があり、1

	<p>つの企業に保有が認められる API は一種類に限定され、1 つの企業が API-U と API-P の双方を保有することはできない。</p>
<p>8.コンプライアンス</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 刑法典、汚職撲滅に関する法律 1999 年第 31 号（法律 2001 年第 20 号により改正済）（以下「汚職撲滅法」）、収賄罪に関する法律 1980 年第 11 号等 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 公務員に対して、同人の義務に違反する作為・不作為を求める意図で、又は同人が義務に違反して作為・不作為を行ったことを理由として、何らかの供与・約束した者は、1 年以上 5 年以下の懲役及び／又は 5 千万ルピア以上 2 億 5 千万ルピア以下の罰金に処せられる可能性がある（但し、供与金額が 500 万ルピアを下回る場合については法定刑が軽減されている。）。 • また、作為・不作為を求める意図等を有していない場合であっても、公務員に対して何等かの供与・約束をした者は、3 年以下の懲役及び／又は 1 億 5 千万ルピア以下の罰金に処せられる可能性がある。 • 国有企業から給与・報酬を受領している者も、汚職撲滅法所定の「公務員」に該当する。 • 謝礼の供与を受けた公務員は、汚職撲滅委員会（Komisi Pemberantasan Korupsi (KPK)）への報告義務を負うが、KPK は、同報告義務の履行が不要とされる供与の基準を定めたガイドラインを公表している。
<p>9.撤退</p>	<p>【主要法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 株式会社に関する法律 2007 年第 40 号（「会社法」）、破産及び支払猶予に関する法律 2004 年第 37 号、投資に関する法律 2007 年第 25 号等 <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> • インドネシアから撤退する方法には、(1)会社の清算、(2)保有株式の譲渡が存する。 • 会社の清算による場合は、通常、株主総会で会社の解散を決議した上で会社法に則り清算手続を進めることとなるが、並行して税務調査が入り、同調査の完了までに数年を要するのが通常である。また、清算人が、会社が債務超過であると判断した場合は、原則として破産申立を行うことを義務付けられる。 • 一方、保有株式の売却による場合は、投資調整庁の承認を得る必要があり、会社の支配が移転（change of control）する場合は、会社法所定の債権者保護手続等の履践が義務付けられる。

10.その他<外国投資規制>

【主要法令】

- 投資に関する法律 2007 年第 25 号、投資調整庁令 2017 年第 13 号等

【ポイント】

- インドネシアへの直接投資については、(1)財務面に関する規制、(2)実施可能事業に関する規制が存する。
- 財務面に関する規制には、次のような規制が存する。
 - 外資会社設立時の払込資本金は 25 億ルピア超でなければならない。
 - 外資会社の投資総額は 100 億ルピア超でなければならない。
 - 外資会社の各株主は 1,000 万ルピア超を出資しなければならない。
 - 外資会社は法令所定の大規模事業分類に該当し、直近の財務諸表に基づき次の要件のいずれかを充足しなければならない。
 - 100 億ルピア超（土地建物除く。）の純資産を有する。
 - 500 億ルピア超の年間売上がある。
- 実施可能事業に関する規制としては、次のような規制が存する。
 - 事業分野の中には、①外資に対して閉鎖されている事業分野、②外資に対して条件付で開放されている事業分野、及び③外資に対して開放されている事業分野があり、外資に対して閉鎖されている事業分野及び外資に対して条件付で開放されている事業分野は、いわゆる投資ネガティブリスト（大統領令の添付書面）に列記されている。
 - 外資会社を実施することができる事業の範囲は、当局から得た許認可（原則許可、投資登録、事業許可等）に記載された事業に限定される。